

E T Nに関する有価証券上場規程の特例

第1章 総 則

(目的)

第1条 この特例は、E T Nの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外国」とは、本邦以外の国又は地域をいう。
- (2) 「外国株券等保管振替決済業務」とは、指定振替機関が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。
- (3) 「外国金融商品取引所等」とは、外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場をいう。
- (4) 「E T N」とは、外国で発行された金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第17号に規定する有価証券のうち、法第2条第1項第5号の性質を有する有価証券であつて、当該有価証券の償還価額が特定の指標（以下「対象指標」という。）に連動することを目的とするものをいう。
- (5) 「E T N信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定す

る有価証券信託受益証券のうち，受託有価証券がＥＴＮであるものをいう。

- (6) 「最終価格」とは，本所の売買立会における最終値段をいう。
- (7) 「指定振替機関」とは，本所が指定する振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。
- (8) 「指標」とは，金融商品市場における相場その他の指標をいう。
- (9) 「上場ＥＴＮ信託受益証券」とは，本所に上場しているＥＴＮ信託受益証券をいう。
- (10) 「信用格付業者等」とは，信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。）及び特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。）をいう。
- (11) 「内閣総理大臣等」とは，内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。
- (11)の2 「有価証券届出書」とは，法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては，当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (11)の3 「有価証券報告書」とは，法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。
- (11)の4 「半期報告書」とは，法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。
- (12) 「有価証券報告書等」とは，有価証券届出書及びその添付書類，

有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書，四半期報告書並びに目論見書をいう。

第2章 有価証券上場規程の特例

(申請による上場)

第3条 E TN信託受益証券の上場は，当該E TN信託受益証券の受託有価証券であるE TNの発行者(以下「E TN信託受益証券の発行者」という。)からの申請により行うものとする。

2 上場申請銘柄が，第8条第2項第1号(新設合併に係る部分に限る。)又は第2号(新設分割に係る部分に限る。)に該当する場合には，その発行者(発行者が保証会社(次条第3項に規定する保証会社をいう。以下同じ。)を附す場合であって，保証会社が第8条第2項第1号又は第2号に規定する新設合併又は新設分割を行うときは，保証会社)の設立前においても，当該新設合併又は新設分割を行う発行者(発行者が保証会社を附す場合であって，保証会社が当該新設合併又は新設分割を行うときは，保証会社)の株主総会の決議後に限り，その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は，当該発行者(発行者が保証会社を附す場合であって，保証会社が当該新設合併又は新設分割を行うときは，上場申請銘柄の発行者)が行うものとする。

(上場申請手続)

第4条 E TN信託受益証券の上場を申請しようとする者(以下「新規上場申請者」という。)は，本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項に規定する有価証券上場申請書には，次の各号に掲げる書類を

添付するものとする。

- (1) 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれに類する書類及び上場申請銘柄に係る信託契約その他本所が必要と認める書類の写し 2 部
- (2) 上場申請銘柄の上場後の円滑な流通確保の見込みについて本所が定める事項を記載した書面
- (3) 次の a から c までに掲げる書類
- a 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該 E T N 信託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
 - b 新規上場申請者の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面
 - c 当該 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N が発行された国又は地域の法令に基づき、当該 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し
- (4) 最近 2 事業年度の経理の状況を記載した書類（次項に規定する保証会社を附す場合を除く。）
- (5) 信用格付業者等による格付評価を記載した書面（次項に規定する保証会社を附す場合を除き、当該 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に第 4 項に規定する裏付資産を有する場合を除く。）
- (6) 金融当局の適切な規制を受けていることを証する書面の写し（次項に規定する保証会社を附す場合を除く。）
- 3 新規上場申請者は、上場申請に係る E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N について、新規上場申請者とは別に本所が定める適切な保証を行っている者（以下「保証会社」という。）を附す場合には、

次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所から新規上場申請者に対して、正当な理由に基づく照会、請求等があった場合には、当該新規上場申請者が遅滞なく、当該照会事項等について正確に報告し、又はその請求する書類の提出等の対応をするために当該新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類
- (2) 保証会社に関する継続的な企業内容の開示について、新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類
- (3) 保証会社に係る前項第4号に掲げる書類
- (4) 保証会社に係る前項第5号に掲げる書面（当該ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに次項に規定する裏付資産を有する場合は除く。）
- (5) 保証会社に係る前項第6号に掲げる書面の写し
- (6) 保証の内容を記載した書面（前項第1号に掲げる書類に記載している場合を除く。）
- (7) その他投資者保護上必要かつ適当と認められるものについて、新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類

4 新規上場申請者は、上場申請銘柄の受託有価証券であるETNにその償還に必要な価額と同額以上の裏付けとなる資産（以下「裏付資産」という。）を有する場合には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 裏付資産が新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、適切に管理されていることについて記載した書類
- (2) 前号に定める書類に記載された法令に関する事項が、真実かつ正確であることについての法律専門家による意見書
- (3) 裏付資産の内容について記載した書類
- (4) 第8条第1項第3号eの規定により新規上場申請者が確約した書面

- 5 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前3項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所が別に定める書類のうち本所がやむを得ないものとしてその都度定めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。
- 6 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。
- (1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し
- 各2部（bに規定する書類については1部）
- a 有価証券届出書
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
 - d 届出目論見書（届出仮目論見書を含む。）
- (2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し
- 各2部
- a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類
 - b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
 - c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）
 - d 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）
- 7 新規上場申請者は、上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には、本所所定の様式による募集又は売出実施通知書及び上場申請有価証券確定通知書を上場の時までに提出するものとする。
- 8 新規上場申請者は、上場申請に係るETN信託受益証券の権利の内容等を記載したETN信託受益証券の概要書を作成した場合には、当該ETN信託受益証券概要書を上場の時までに提出するものとする。

9 本所は、上場審査のために必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第5条 E TN信託受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場E TN信託受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 E TN信託受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場E TN信託受益証券について当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を納入するものとする。ただし、第11条第1項の規定に基づき予備申請を行ったE TN信託受益証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日より1年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料を納入することを要しない。

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第7条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 新規上場申請者が次のaからdまでに適合していること（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社が次のaからdまでに適合し、かつ、当該新規上場申請者がbからdまでに適合している

こと。)

- a　登録金融機関（法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）、金融商品取引業者若しくはこれらに相当する者又は本所が別に定める者であること。
- b　最近（「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。以下同じ。）2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。）。以下同じ。）が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。
- c　最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務

諸表等に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適當と認める場合は、この限りでない。

d 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書。以下同じ。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、「無限定の結論」。以下同じ。）が記載されていること。ただし、本所が適當と認める場合は、この限りでない。

(2) 新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社）が、上場申請日の直前事業年度の末日において次のaからcまでに適合していること。

- a 純資産の額（金融商品取引業者である場合は、純財産額。以下同じ。）が200億円以上であること。
- b 金融当局の適切な規制を受けていること。
- c 2社以上の信用格付業者等から、本所が定める基準以上の格付を取得していること。

（上場申請銘柄に係る上場審査基準）

第8条 上場申請銘柄の上場審査については、次の各号に掲げる基準に

よるものとする。

(1) 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が前条の基準に適合していること。

(2) 次の a から j までに適合すること。

a 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場申請銘柄に係る信託契約に次の(a)から(c)までに掲げる内容が記載されていること。

(a) 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨

(b) 上場申請銘柄を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨

(c) 償還価額及び買取価額が対象指標に基づき計算される旨

b 上場申請銘柄に係る対象指標が、次の(a)又は(b)に適合すること。

(a) レバレッジ型・インバース型指標（他の指標（以下「原指標」という。）の変動率、変動幅に一定の掛け目を乗じることなどにより、当該原指標の騰落を増幅又は反転させた指標をいう。以下同じ。）以外の指標

次のイからホまでを満たすこと。

イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

ロ 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同

じ。)の変更があり得るものにあっては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

二 指標及びその算出方法が公表されているものであること。

ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄(その変更があり得る場合には、その基準及び方法を含む。)が公表されているものであること。

(b) レバレッジ型・インバース型指標

次のイからニまでを満たすこと。

イ 前(a)イ及びニの要件を満たすこと。

ロ 原指標が、前(a)イからホまでに係る上場審査基準に適合かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。

ハ 原指標が有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標(法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この(b)において同じ。)である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。

二 原指標が商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場(同条第12項に規定する外国商品市場を含む。)その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。

ホ 上場しようとする日から、上場申請銘柄に係る受託有価証券で

ある E T N の最終償還期限の到来する日までの期間及び上場申請銘柄に係る信託契約終了までの期間が 3 年を上回るものであること。

- d 新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下この d において同じ。）が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の償還を保証する額を含み、裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除く。）に、上場申請銘柄が上場する際に新たに発行される E T N の発行予定額を合算した額が新規上場申請者の純資産の額の 25% を超過していないこと。
- e 上場申請銘柄が、次の(a)及び(b)に適合すること。
 - (a) 上場の時までに本所の市場における上場申請銘柄の流通の確保に努める取引参加者を指定する見込みがあること。
 - (b) 上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められること。
- f 上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。
- g 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行のための法律が整備されていること及び新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社。（保証会社が外国の者である以外の場合は除く。））を監督する行政庁が存在すること。
- h 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載があること（新規上場申請者が保証会社を附す場合に限る。）。

- i 上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が本所が定めるところにより締結されるものであること。
 - j その他公益又は投資者保護の観点から、不適当と認められるものでないこと。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、上場申請銘柄に係る受託有価証券であるＥＴＮに裏付資産を有する場合には、次のaからeまでに適合すること。
- a 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が、前条第1号及び第2号bの基準に適合していること。
 - b 上場申請銘柄が、前号(ｄを除く。)の基準に適合していること。
 - c 裏付資産が、新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、適切に管理されていると認められるものであること。
 - d 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるＥＴＮの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に次の(a)及び(b)に掲げる内容が記載されていること。
 - (a) 裏付資産が新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、適切に管理されている旨
 - (b) 裏付資産の内容
 - e 新規上場申請者が、次の(a)から(c)までに掲げる事項について、書面により確約していること。
 - (a) 裏付資産を管理する者(以下「裏付資産の管理者」という。)に関する情報を適切に把握できる状況にあること。
 - (b) 裏付資産の管理者に関する情報について第13条第1項第3号の規定に従い開示を行うこと。
 - (c) 新規上場申請者が第13条第1項第3号の規定に従い裏付資産の管理者に関する情報の開示を行うことについて当該裏付資産の管理者が同意していること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、前項第1号及び第2号cの規定を適用しない。ただし、第17条第1項第1号及び第2号（上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合は除く。）に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

- (1) 上場申請銘柄が、上場ETN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）が他の会社に吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合
- (2) 上場申請銘柄が、上場ETN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）が吸収分割又は新設分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所において上場廃止されるものである場合

（適格指標の指定）

第9条 本所は上場申請に係るETN信託受益証券の上場を承認した場合には、当該ETN信託受益証券に係る対象指標を前条第1項第2号bに定める要件をすべて満たす指標として指定する。

（上場契約）

第10条 本所がETN信託受益証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定のETN信託受益証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既にETN信託受益証券上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

（予備申請）

第11条 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日からさかのぼつて3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の

事項を記載した有価証券上場予備申請書及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第8条に規定される基準に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第9項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を納入するものとする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第12条 新規上場申請者は、第4条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場ETN信託受益証券の発行者が行う適時開示)

第13条 上場ETN信託受益証券の発行者が行う適時開示については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場ETN信託受益証券の発行者は、当該上場ETN信託受益証券に関する次のaからdまでに掲げる事項について日々開示しなければならない。
 - a 上場ETN信託受益証券の上場受益権口数並びに上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの残存償還価額総額及び一証券当たりの償還価額
 - b 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券当たりの償還価額と対象指標の日々変動率の乖離率
 - c 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合には、当該裏付資産の状況

d その他本所が必要と認める事項

- (2) 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の a から g までのいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
- a 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が、次の(a)から(q)までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- (a) 上場 E T N 信託受益証券の売出し
 - (b) 上場 E T N 信託受益証券の分割又は併合
 - (c) 合併
 - (d) 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - (e) 事業の全部の譲渡
 - (f) 解散（合併による解散を除く。）
 - (g) 国内の金融商品取引所に対する E T N 信託受益証券の上場の廃止に係る申請又は外国金融商品取引所等に対する E T N の上場の廃止に係る申請（上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る申請に限る。）
 - (h) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - (i) 商号又は名称の変更
 - (j) 上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の名称の変更
 - (k) 事業年度の末日の変更
 - (l) 有価証券報告書又は半期報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社にあっては、四半期報告書。以下同じ。）に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第193条の2 第1項の監査証明（以下「監査証明」とい

う。)又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。)をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動

- (m) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。
 - (n) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は本所が別に定める業務を行わないこととしたこと。
 - (o) 上場ETN信託受益証券の追加発行若しくは上場ETN信託受益証券の買取り又は上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの追加発行若しくは償還に係る請求の申込を臨時に停止することとしたこと。
 - (p) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに係る全部若しくは一部の繰上償還、最終償還期限の変更、最終償還期限の到来に伴う償還に係る請求の申込の停止若しくは最終償還価額の決定、上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに関する権利に係る重要な事項
 - (q) (a)から前(p)までに掲げる事項のほか、当該上場ETN信託受益証券の発行者又は保証会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場ETN信託受益証券若しくは当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- b 上場ETN信託受益証券の発行者又は保証会社に次の(a)から

- (I)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- (a) 上場 E T N 信託受益証券に係る上場廃止の原因となる事実
 - (b) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は本所が別に定める業務を行う者でなくなること。
 - (c) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務又はこれらに相当する業務に係る事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分その他本所が別に定める事実
 - (d) 債権者その他の当該上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社以外の者による破産手続開始，再生手続開始，更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
 - (e) 手形又は小切手の不渡り等
 - (f) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る期限の利益の喪失
 - (g) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る全部若しくは一部の繰上償還，最終償還期限の変更，上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に関する権利に係る重要な事実
 - (h) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が，当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において，前 a (p)の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
 - (i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3

条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、第24条の4の7第1項に定める期間内）に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

- (j) 発行するETN（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この(j)において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行するETNの償還を保証する額を含み、裏付資産を有するETNの残存償還価額総額を除く。）が発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）の純資産額の25%を超過した場合又はその見込みが生じた場合
- (k) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETN（当該ETNに裏付資産を有するものに限る。以下この(k)において同じ。）の裏付資産の価額が当該ETNの償還に必要な価額に満たない場合であって、直ちに回復する見込みがないとき。
- (l) (a)から前(k)までに掲げる事実のほか、当該上場ETN信託受益証券の発行者又は保証会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場ETN信託受益証券若しくは当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- c 上場ETN信託受益証券（上場ETN信託受益証券の受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合を除く。以下このcからeまでにおいて同じ。）の発行者又は保証会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係

る決算の内容が定まった場合（上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が上場会社である場合を除く。）。

- d 上場 E T N 信託受益証券の発行者が前 c 若しくは上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に基づく開示を行った場合又は上場 E T N 信託受益証券の保証会社が適時開示等規則第 2 条第 1 項第 3 号に基づく開示を行った場合には、本所が定める信用状況等に関する情報を開示しなければならない。
- e 上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）に、次の(a)又は(b)に掲げる事実が発生した場合
 - (a) 信用格付の変更又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付の変更（当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付を取得している場合に限る。）
 - (b) 純資産の額が100億円未満となったこと又はその見込みが生じたこと。
- f 上場 E T N 信託受益証券について、本邦以外の地域において、当該上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合
- g 上場 E T N 信託受益証券の発行者若しくは保証会社又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託者が、第17条第 1 項第 3 号 h に規定する信託契約その他の契約の変更若しくは終了その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

(3) 前 2 号のほか、上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E

T N が裏付資産を有する場合には、上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の a から c までのいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- (a) 合併
- (b) 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
- (c) 事業の全部の譲渡
- (d) 解散（合併による解散を除く。）
- (e) 破産手続開始の申立て
- (f) 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年3月11日法律第43号）第1条第1項に定める信託業務をいう。）又は信託業務に類する業の廃止
- (g) 法令又は外国の法令に基づき内閣総理大臣に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (h) 信託業務又は信託業務に類する業務に必要な免許、認可又は登録等について、失効、取消又は登録等について、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、信託業務又は信託業務に類する業務を行わないこととなること。
- (i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか、上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの

b 上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る

裏付資産の管理者に，次に掲げる事項が発生した場合

- (a) 法第51条の規定による業務改善命令に類する処分
- (b) 営業の免許又は信託業務又は信託業務に類する業務を営むことについての認可の取消し
- (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか，外国の法令に基づく内閣総理大臣等の承認，認可又は処分
- (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか，上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者の運営，業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場 E T N 信託受益証券の発行者若しくは保証会社又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の裏付資産の管理者が，第17条第1項第3号iに規定する裏付資産の管理に係る契約の変更若しくは終了その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

2 前項のほか，上場 E T N 信託受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については，適時開示等規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。

3 上場 E T N 信託受益証券の発行者は，投資者への適時，適切な上場 E T N 信託受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し，常に投資者の視点に立った迅速，正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど，誠実な業務遂行に努めなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は，上場 E T N 信託受益証券に関する情報の適時開示について上場 E T N 信託受益証券の発行者が遵守すべき最低限の要件，方法等を定めたものであり，上場 E T N 信託受益証券の

発行者は、これらの規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第14条 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場 E T N 信託受益証券の発行者が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適當と認めるときは、この限りでない。

(1) 第13条第1項第2号aに掲げる事項

(2) 前号のほか、上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

2 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、売出しに係る売出価格について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、第13条第1項第2号bに該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

4 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 事業年度の末日現在の当該上場 E T N 信託受益証券の所有者数を記載した書面

確定後直ちに

(2) 12月末日現在の上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数及び上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額を記載した書面

把握後直ちに

(3) 事業年度の末日現在の上場 E T N の発行者（発行者が保証会社を附す場合は保証会社。以下、この号において同じ。）の純資産の額及び当該発行者が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この号において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含み、裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除く。）

確定後直ちに

5 上場 E T N 信託受益証券の発行者（上場会社を除く。）は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を本所が別に定めるところにより記載した書面（法第24条の4の2第2項の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあっては、当該確認書の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場 E T N 信託受益証券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、前各項のほか、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（変更上場の手続）

第15条 上場 E T N 信託受益証券の変更上場の手続きにおいて、次の各号に掲げる事項を変更するときは、その変更に先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行可能限度額若しくは発行可能総受

益権口数又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行可能限度額若しくは発行可能証券数

(2) 上場 E T N 信託受益証券の名称又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の名称

(代理人等の選定)

第16条 上場 E T N 信託受益証券の発行者(上場会社を除く。)は、本邦内に住所又は居所を有する者であって、本所との関係において一切の行為につき当該上場 E T N 信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(行動規範)

第16条の2 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場 E T N 信託受益証券の分割又は併合を行わないものとする。

(上場廃止基準)

第17条 上場 E T N 信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合(発行者が保証会社を附す場合は、保証会社が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において、f 中「上場 E T N 信託受益証券の発行者」とあるのは「上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社」と読み替える。)

- a 登録金融機関若しくは金融商品取引業者若しくはこれらに相当する者又は本所が別に定める者でなくなった場合
- b 事業活動の停止、解散又はこれと同等の状態であると本所が認

める場合

- c 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
 - d 法律の規定に基づく会社の破産手続，再生手續若しくは更生手續を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
 - e 有価証券報告書等に虚偽記載を行い，かつその影響が重大であると本所が認めた場合
 - f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において，公認会計士等によって，監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等，上場E TN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このfにおいて同じ。）が，中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合
 - g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては，第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（天災地変等，上場E TN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は，3か月以内）に，内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (2) 上場E TN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は，保証会社）が，事業年度の末日において次のa又はbのいずれかに該当する場合（当該上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNに裏付資産を有する場合は除く。）
- a 純資産の額が100億円未満である場合において，3年以内に100

億円以上とならないとき。

- b 1社以上の信用格付業者等により本所が定める基準未満の格付が付与される場合において、3年以内に本所が定める基準以上の格付が付与されないとき。

(3) 上場ETN信託受益証券が次のaからjまで（当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合は、cを除く。）のいずれかに該当する場合

- a 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場ETN信託受益証券に係る信託契約の変更が行われる場合

- (a) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNを所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に5営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合
(b) 上場ETN信託受益証券を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に5営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合

- (c) 償還価額又は買取価額が対象指標に基づき計算される旨の定めがなくなる場合

- b 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券あたりの償還価額と対象指標の相関係数が0.9未満となつた場合において、1年以内に0.9以上とならないとき。

- c 上場ETN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下このcにおいて同じ。）が発行するETN（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下このcにおいて同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行するETNの償還を保証する額を含み、裏付資産を有するETNの残存償還価額総額を除く。）が、発行者の純資産の額の

25%を超過する場合において、3年以内に25%以下とならないとき。

- d 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合
 - (a) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの最終償還期限が到来する場合
 - (b) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNが、期限の利益を喪失した場合
 - (c) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETN(当該ETNに裏付資産を有するものに限る。以下この(c)において同じ。)の裏付資産の価額が、当該ETNの償還に必要な価額に満たない場合において、5営業日以内に回復しないとき。
 - (d) 吸収分割又は新設分割により上場ETN信託受益証券の受託有価証券であるETNに係る債務が他の会社に承継される場合
- e 上場ETN信託受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第5条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなった場合
- f 当該上場ETN信託受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- g 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載がなくなること(発行者が保証会社を附す場合に限る。)。
- h 第8条第1項第2号iに規定する信託契約その他の契約が終了となる場合。ただし、上場ETN信託受益証券に係る受託者等の変更により当該信託契約その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。

- i 上場 E T N 信託受益証券（上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合に限る。）の受託有価証券である E T N の裏付資産の管理に係る契約が終了することとなった場合。ただし、当該裏付資産の管理に関する契約が他の者に引き継がれ、かつ、当該 E T N 信託受益証券の発行者が第 4 条第 4 項各号に規定する書類を提出する場合は、この限りでない。
 - j a から前 i までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場 E T N 信託受益証券の上場廃止を適当と認めた場合
- 2 前項第 3 号 d (d)の場合にあっては、上場 E T N 信託受益証券の発行者が発行する同 (d)に規定する E T N に係る債務が他の会社に承継される場合であって、かつ、当該他の会社が E T N 信託受益証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

（監理銘柄及び整理銘柄の指定）

- 第18条 上場 E T N 信託受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T N 信託受益証券を監理銘柄に指定することができる。
- 2 上場 E T N 信託受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T N 信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

（上場廃止日の取扱い）

- 第19条 上場 E T N 信託受益証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

（上場手数料及び年賦課金等）

第20条 新規上場申請者及び上場 E T N 信託受益証券の発行者は、本所が定める上場手数料、年賦課金及び T D n e t 利用料を納入するものとする。

(本国等の法制度等の勘案)

第21条 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が外国法人である場合の当該外国法人に対する本所の規則の適用にあたっては、当該外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。

(措置等)

第22条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、上場 E T N 信託受益証券に対する措置について準用する。

(委任規定)

第23条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に關し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。